

備考

(宅地)

- 1 基準地に係る表示は、基準地の価格判定の基準日（平成30年7月1日）における状況により行った。
- 2 「基準地番号」欄において、「-」（ハイフン）の前の数字（5および9）は、当該基準地がそれぞれ商業地および工業地であることを示し、これらの数字を付していないものは、当該基準地が住宅地であることを示すものである。
また、※印は、地価公示の標準地（価格判定の基準日は、平成30年1月1日）と同一の地点である基準地を示すものである。
- 3 「基準地の所在および地番ならびに住居表示」欄において、基準地に住居表示がある場合には、その住居表示を「 」内に表示した。
また、基準地が土地区画整理事業による仮換地または土地改良事業の一時利用地となっている場合には、原則として、当該事業による整理前のその地点の所在および地番を表示し、併せて（ ）内に、当該事業により付されたその地点の工区名、街区番号、符号（仮換地番号）等を表示した。ただし、住居表示および仮換地番号等の両方がある場合には、仮換地番号等の表示は省略した。
なお、基準地が、数筆にわたる場合には「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示し、同一の市または町にある基準地については、それぞれ最初の基準地にのみ市名または町名を表示し、他は省略した。
- 4 「基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に登記されている地積（土地の一部が借地である基準地については当該借地の地積、土地区画整理事業の仮換地または土地改良事業の一時利用地である基準地については当該仮換地等の地積）を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てた。また、基準地の一部が私道となっている場合には、私道部分を含めて全筆の地積を表示した。
- 5 「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行とのおおむねの比率（宅地見込地にあっては、前面道路と接する辺または至近の道路におおむね平行する辺と、この辺から対辺までの長さとの比率）を、左側に間口、右側に奥行の順で表示した。
なお、基準地の形状は、台形、不整形等と特に表示しない限り、方形である。
- 6 「基準地の利用の現況」欄には、基準地に建物がある場合には、その建物の構造を次の略号で表示した。
なお、建物の構造の略号の次に付した数字は、その階層数（地下階層がある場合には、地上階層にはFと、地下階層にはBと付してある。）を表示したものである。
鉄骨鉄筋コンクリート造……SRC ブロック造……………B
鉄筋コンクリート造……………RC 木造……………W
鉄骨造……………S 軽量鉄骨造……………LS
- 7 「基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の方位、幅員、舗装の状況、道路の種類およびその他の接面道路の順に表示した。
なお、道路の種類は次により表示し、前面道路の舗装の状況は、未舗装と特に表示しない限り、舗装済みである。
(1) 道路法（昭和27年法律第180号）の道路……………国道、県道、市道等
(2) 土地区画整理事業または土地改良事業の施行地区内の道路（（1）および（3）を除く。）……………区画街路
(3) 私人が管理する道で、いわゆる私道と称されているもの……………私道
(4) その他の道……………道路
- 8 「基準地についての水道、ガス供給施設および下水道の整備の状況」欄には、次により表示した。
(1) 水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合……………水道
(2) ガス事業法により、ガスが供給されている場合および通常の工事費負担によって、ガス供給が可能な場合……………ガス
(3) 標準地等が下水道法に基づく処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し又は終末処理場を有している場合……………下水
- 9 「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名および基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50メートル未満の場合には、「近接」と表示した。
- 10 「基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄には、次により表示した。
(1) 用途地域等は、次の略号で表示した。
なお、市街化区域は、特に表示していない。
市街化調整区域……………「調区」 第一種低層住居専用地域……………1低専 防火地域……………防火
市街化区域および市街化調整 第二種低層住居専用地域……………2低専 準防火地域……………準防
区域以外の都市計画区域……………（都） 第一種中高層住居専用地域……………1中専 国定公園特別地域第一種……………国定公特別（1種）
準都市計画区域……………「準都計」 第二種中高層住居専用地域……………2中専 国定公園特別地域第二種……………国定公特別（2種）

都市計画区域外……………「都計外」

第一種住居地域……………1住居
第二種住居地域……………2住居
準住居地域……………準住居
近隣商業地域……………近商
商業地域……………商業
準工業地域……………準工
工業地域……………工業
工業専用地域……………工専

国定公園特別地域第三種……………国定公特別（3種）
国定公園普通地域……………国定公普通
県立公園普通地域……………県立公普通

(2) 用途地域については、(・) 内の左側に建ぺい率を、右側に容積率を、それぞれパーセントを単位として表示した。

また、用途指定のない市街化調整区域内宅地、用途指定のない市街化区域および市街化調整区域以外の都市計画区域についても、(・) 内の左側に建ぺい率を、右側に容積率を、それぞれパーセントを単位として表示した。

(林地)

宅地の例によるほか、次により表示した。

- 1 「基準地の利用の現況」欄には、用材林地または雑木林地の別を表示し、併せて() 内に樹種を表示した。
- 2 「基準地から搬出地点までの搬出方法および距離」欄には、木材の通常の搬出方法および基準地の中心部から搬出地点までの距離を表示した。
なお、基準地が林道等に隣接している場合には、「林道隣接」等と表示した。
- 3 「搬出地点の道路の状況」欄には、搬出地点の道路の種類（林道、農道等）および幅員を表示した。
なお、舗装または未舗装の別については、表示していない。
- 4 「公法上の規制」欄には、次の略号で表示した。
地域森林計画対象民有林……………地森計
国定公園特別地域第一種……………国定公特別（1種）
国定公園特別地域第二種……………国定公特別（2種）
国定公園特別地域第三種……………国定公特別（3種）
国定公園普通地域……………国定公普通
県立公園普通地域……………県立公普通
- 5 「地域の特性」欄には、林地の類型を次により表示した。
 - (1) 市街地的形態をしている地域の近郊にある地域内の林地で、市街地の宅地化の影響を受けているもの……………都市近郊林地
 - (2) 農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する林地で、一般に農業を主に行い、林業を兼ねて行っている地域内のもの……………農村林地
 - (3) 林業の盛んな地域または地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄またはこれに準ずる用材を生産している地域内の林地……………林業本場林地
 - (4) 交通の状況から判断して最も不便な地域内の林地……………山村奥地林地

(地価公示の標準地と同一地点である基準地一覧)

- 1 「基準地番号」の欄には、上段に基準地番号を、下段に平成30年地価公示による標準地番号を表示した。
- 2 「基準地の1平方メートル当たりの価格」欄には、上段に基準地の価格を、下段に標準地の価格（基準日は、平成30年1月1日）を() 内に表示した。
- 3 その他の各欄には、上段に基準地の表示事項を、下段に標準地の公示事項を() 内に表示した。ただし、各事項について上段と変更がない場合には、下段の表示は省略した。